医政発 0529 第 10 号
令和８年５月 29 日

都道府県知事
各　保健所設置市長　殿
特　別　区　長

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

広告可能な診療科名の改正について

医業・歯科医業に関して広告可能な事項については、医療法第六条の五に定められており、広告可能な事項の一つである標榜可能な診療科名の追加をしようとする際は、同法第六条の六第二項に定められているとおり、医道審議会等の意見を聴かなければならないこととされている。今般、組み合わせで標榜可能な事項に「睡眠障害」を追加することに関して、医道審議会医道分科会診療科名標榜部会において、標榜診療科名に関する基本的な考え方に基づき審議を行った結果、標榜可能事項の追加は適切である旨の結論が得られ、厚生労働大臣からの諮問、当該部会からの答申等がなされたところである。

これに伴い、医療法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第 186 号。以下「改正政令」という。）が令和８年５月 29 日に公布され、令和８年６月１日付けで施行することとされている。

これらの改正の趣旨は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

医療法施行令において、医業について、内科等と組み合わせて広告をすることができる疾病又は病態として、感染症、腫瘍、糖尿病又はアレルギー疾患が定められているところ、これに「睡眠障害」を追加する。医療法施行令第３条の２第１項第１号ハ(4)に「睡眠障害」を追加することで、同号ニ(1)に掲げる診療科名とハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称を標榜することも可能になる。

（参考）厚生労働省 HP：医道審議会（診療科名標榜部会）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-idou_127787.html